

中上級山下クラス 2020年10月9日

今日は10月9日（金曜日）です。上着が必要な時期に入りました。8月の試験後の水道橋個別相談会には、例年より多くの方が参加されました。一人30分以上しっかりと皆さんとお話ししました。全員の共通する目標は合格です。相談会の皆さんのご意見等を踏まえて今年も山下は「前に一步進む講義」を行います。

■山下クラス・・・山下クラスは平日と日曜日クラスの2本です。

★平日クラス⇒月金（原則）・・・全国収録のクラスです。教室で受講生を前に講義を進めますので、通信クラスの方にも教室の臨場感が伝わり、好評です。

★休日クラス⇒日曜日（原則）・・・午前午後と2回の講義です。10時半開講です。水道橋の場所でしょうか？千葉、埼玉、神奈川、茨城と東京周辺の方も、山下の講義に参加されています。とっても受験の熱気が感じられるクラスです。

■解き方講座⇒平日解き方講座・・・9月25日 休日解き方講座・・・10月4日

・10月4日の労働基準法の水道橋の講義には、多くの方に参加していただきました。皆さんの熱い気持ちが伝わってきます。ところで、受講された皆さん、講座名と講義の内容はいかがでしたか？講座名を決めるときは、いろいろと考えます。どう伝わるかです。解き方・・・？そんなことがあるのか？なんだろう解き方とは？悩んだ末、ズバリ講座の中身をタイトルに付けました。

・この講座の元になるのが「100の法則」です。100は例年5月の連休に行う特別講座です。20年ほど前に講義を通して、過去問のなかで、繰り返されている問題があることがわかりました。そこで、健保は毎年10問の出題。そこで「答え」が10個出てくる。それを集めたらどうなるのか？これを講座にしました。受験生が皆さん驚いていました。理由は問題の7割が基本問題で簡単な問題でした。今も「100の法則」は5月に継続しています。

・「説き方講座」は過去問分析と、誤りの問題で使用される単語等に注目して、講座を作成しました。今年はレベルⅢの問題（やや難しい）解く講座へと進化しています。

■12月までに

山下クラスの今年の目標は「一步先に」です。12月末で休日クラスは雇用保険法まで講義が進みます。講座のカリキュラムにあわせて、科目間の横断整理と一般常識対策をしましょう。並行する科目の勉強はズバリ「過去問」から始めましょう。

・労働基準法⇒労働契約法、労働組合法、労働関係調整法、社労士法を平行して学習

例：労働基準法の講義と並行して、労働契約法の過去問を解く。特に、労基法の契約と就業規則と労働契約法との関連を識して問題を解いてみてください。

・安全衛生法⇒労基、労災と並行して、労働時間の規制内容を横断する。

・労災保険法⇒保険の通則関係、時効、不服等を社会保険科目と横断して勉強する。